

大村商工会議所 WEB サイト「バナー広告掲載」運用規程

(目的)

第1条 大村商工会議所（以下「当所」という）は当所 WEB サイトのトップページ内へのバナー広告等を掲載するにあたって、その条件および制限について規定する。

(対象)

第2条 広告の掲載を行うことができるものは、基本会費額以上の会費を負担する当所会員および当所が適当と認める公的機関とする。ただし、会員以外のもので当所が特に認めるものは非会員料金を徴収して掲載することができる。

(広告の種類)

第3条 掲載する広告の種類は、一般バナー広告とし、通常の企業経営や商品紹介など掲載内容は原則として掲載者の自由とする。また、自社のサイトもしくは関連するサイトへのリンクを自由に行うことができる。

(掲載する場所)

第4条 広告を掲載する場所は、別表1に規定する。

(広告の形態)

第5条 広告の形態は、別表2に規定する。

(広告の内容および責任の所在)

第6条 広告の内容は原則として自由とする。ただし掲載内容に関する諸問題の責任はすべて広告主が負うものとし、当所は掲載内容について適当でないと判断した場合は、すみやかに内容を変更するよう勧告することができる。

(広告データについて)

第7条 広告データについては、広告主にてご用意いただき、掲載月の前月末日までに当所へ納品するものとする。(大村商工会議所 総務部まで E-mail : daiyou@omuracci.com)

(広告掲載期間)

第8条 広告掲載期間は1年間を単位とする。ただし期間の途中で掲載を開始または終了する場合は直近の期間開始日または終了日までの月割り期間をもって料金を計算するものとする。

(広告料金)

- 第9条 (1) 広告料金は別表3に規定する。
(2) 広告料金は、当所がサービス完了後送付する請求書の通り、支払うものとする。

(公序良俗違反または規定違反)

第10条 当所は広告の内容もしくは掲載事業所の事業活動が公の秩序と善良なる風俗を乱す恐れがあると判断した場合、または本規程に違反した場合は、事前の予告なくその広告の掲載を取り消すことができる。この場合徴収した広告料金は返戻しないものとする。

(リンク)

第11条 広告を掲載するものは、当所 WEB サイトに掲載する広告の中に自社のサイトもしくは関連するサイトへのリンクを自由に行うことができる。ただし他のサイトへのリンクを行う場合は事前にリンク先の同意を受けておかなければならない。

(規約および別表の変更)

第12条 本規程のうち第3条から第9条および別表についての変更は、状況に応じて会頭の承認を得た上で変更することができる。

付 則
(定義事項)

- 第1条 (1) 基本会費額は、法人会員・個人会員共に年額12,000円とする。
(2) 公的機関とは、国、長崎県、大村市またはその外郭団体のほか主に会員で組織する組合等をいう。

(施行期日)

第2条 本規程は平成29年11月1日から施行する。

付 則

- 1 第3条（広告の種類）及び別表1から別表4の規程は平成29年11月1日から施行する。

別表 1

(掲載する場所)	
フォームA	当所WEBサイトのトップページのバナー広告
フォームB	当所WEBサイトの2ページ目に掲載される企業名に添付するリンク広告

別表 2

(広告の形態)	
フォームA	原則としてバナー広告とする
フォームB	当所が指定する様式に従って表示するテキスト広告

別表 3

(広告料金)	1コマあたり	1年につき	会員および公的機関	会員以外
フォームA			10,000円(税込)	30,000円(税込)
フォームB			無料	-

※やむを得ない場合に限り日割り計算とする
※1企業で2コマ以上の広告を行う場合は料金を割り引くことができる

別表 4 割引システム（会員および公的機関に限る）

(広告料金)	フォームAを行う場合	1コマあたり	1年につき
① 1コマ目のフォームA			10,000円(税込)
② 2コマ目のフォームA（フォームAは併せて2コマまで）			5,000円(税込)

この運用規程に同意した場合、下記に捺印の上、掲載開始月の前月末日までに、当所へ提出のこと。また、原則として提出された当申込書（同意書）は、2回目以降も適用するため、初回のみ提出とする。但し、必要がある場合はこの限りではない。

申込書（兼同意書）

上記運用規程に同意し、当該サービスを申込致します。

平成 年 月 日

事業所名



代表者名

担当部署

担当者名

【 担当：大村商工会議所 総務部 TEL 53-4222 FAX 52-2511 】